

笠間市国土強靱化地域計画

概要版

「国土強靱化地域計画」とは

なぜ国土強靱化地域計画が必要なのか

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。

本市でも東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などによる被害が発生しており、笠間市第2次総合計画にて「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」を将来像とし、災害や犯罪等に対し地域一体となって備える、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

基本計画の策定をうけ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「笠間市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

国土強靱化基本計画について

国が策定した「国土強靱化基本計画」は、あらゆるリスクを見据えつつ最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくろうとするものです。

脆弱性の例

- ・災害時に逃げ場がない
- ・正確な情報が得られない
- ・非常時に市役所が機能停止

強靱化の例

- ・災害時に避難場所がある
- ・情報が正確に伝わる
- ・いつでも市役所が機能する

想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、これまで様々な対策を講じてきたものの甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるためには、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき継続的に取り組むことが重要です。

笠間市国土強靱化地域計画

計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。
また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「笠間市第2次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を推進する上での指針となる計画として位置づけます。



基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- IV 迅速な復旧復興を図ること

「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現

計画の対象とする災害

本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とします
(地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等)



国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

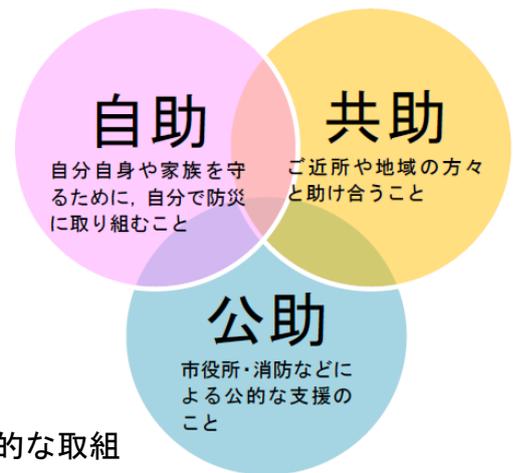
本市の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めます。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
- インフラの老朽化への対応
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 「自助・共助・公助」を基本とした連携体制の構築

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

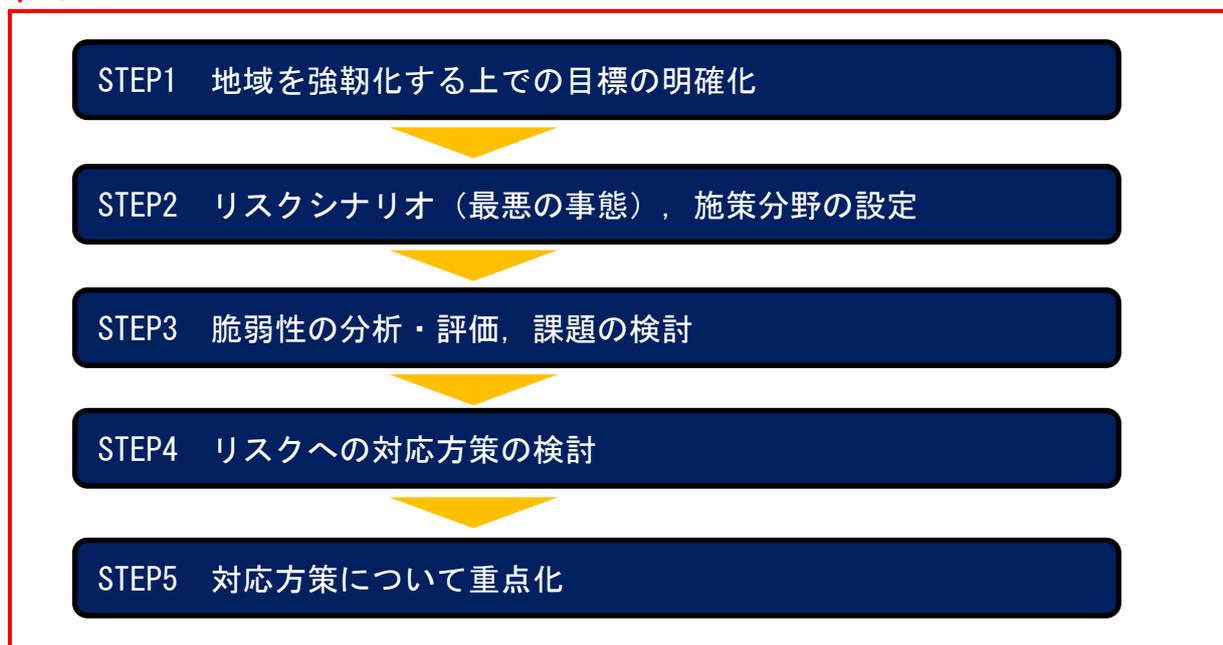
- 複合的・長期的な視点による施策の推進
- 平時からの有効活用
- 広域連携体制の構築
- 民間投資の活用
- 防災人材の育成と確保
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組



計画策定の進め方

国の策定ガイドラインを参考に、以下のSTEP1からSTEP5のプロセスを経て「笠間市国土強靱化地域計画」を策定しました。

Plan



脆弱性評価

リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性評価を行い、必要な施策の効率的・効果的な実施を導きます。そのため、前提となる「事前に備えるべき目標」8項目を設定し、その目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」27項目を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における被災者の健康状態の悪化、疫病・感染症等による死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による市内企業の競争力の低下 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-2 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害を・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 7-3 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退・損失 8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

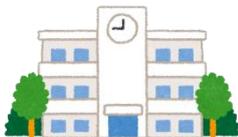
国土強靱化の推進方針

リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に基づく脆弱性評価の結果を踏まえ、設定した施策分野ごとに必要となる具体的な取り組みを検討し、推進方針を定めました。

行政機能

(1) 行政

- ①防災拠点機能の確保
- ②業務継続体制の整備
- ③防災計画の充実，防災訓練の充実
- ④物資・資機材等の備蓄，調達体制の整備
- ⑤避難所の整備
- ⑥帰宅困難者対策



(2) 消防

- ①消防の防災拠点の確保
- ②地域の消防力の向上



(3) 教育

- ①学校教育施設の整備
- ②児童生徒の安全対策
- ③文化財保護

住宅・都市・国土保全

(1) 住宅

- ①住宅・建築物等の耐震化，防火性向上
- ②空家対策等
- ③市営住宅の維持管理



(2) 都市

- ①災害に強いまちづくり
- ②上水道施設の整備
- ③下水道施設の整備

(3) 国土保全

- ①総合的な治水対策
- ②土砂災害対策



(4) 環境

- ①災害廃棄物処理体制の整備

保健・福祉

(1) 保健医療・健康

- ①拠点病院等の機能強化
- ②衛生状態の確保



(2) 福祉

- ①避難行動要支援者対策
- ②生活困窮・貧困対策



産業・経済

(1) 商工業

- ①市内事業者における事業継続
- ②観光施設における災害対策



(2) 農業

- ①農業生産基盤の災害対応力の向上
- ②森林の災害対応力の強化
- ③下水道施設の整備

(3) エネルギー

- ①エネルギーの安定供給



情報通信・交通物流

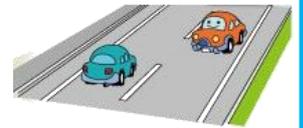
(1) 情報通信

- ①市民への災害情報の伝達
- ②風評被害対策



(2) 交通物流

- ①道路の防災・減災対策



横断的分野

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策
- (3) 人材育成・研究開発



計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間とします。

社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等に応じ、計画期間中においても必要に応じて見直すこととします。

計画の推進

「強さ」と「しなやかさ」をもった笠間市の構築に向け、PDCAサイクルを繰り返しながら強靱化を推進します。



笠間市国土強靱化地域計画

－ 概要版 －

令和2年3月 編集・発行

笠間市 市長公室 企画政策課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL : 0296-77-1101

FAX : 0296-77-1324



笠間市
CITY OF KASAMA